

総務常任委員会

1 開 議 令和元年9月9日(月) 午前10時00分

2 場 所 7階 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第56号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第2 議案第58号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第59号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第57号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の制定について

日程第5 議案第60号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第76号 大子町との八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定の一部変更につい
て

総務常任委員会名簿

委員長	菊池久光	出席
副委員長	櫻井潤一郎	出席
委員	鈴木央	出席
	深澤賢市	欠席
	大豆生田春美	出席
	高野礼子	出席
	千保一夫	欠席

当局	総合政策部長	櫻岡賢治	出席
	政策推進課長	塚原三郎	出席
	総務課長	渡邊和栄	出席
	危機管理課長	藤田友弘	出席
	財務部長	後藤厚志	出席
	税務課長	山下部恵美子	出席

事務局	熊田明美	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（菊池久光君） ただいまの出席委員は5名であり、定足数に達しております。

本日、千保委員より欠席する旨の連絡がございました。よろしくお願いいたします。

これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、櫻岡総合政策部長、後藤財務部長、塚原政策推進課長、渡邊総務課長、藤田危機管理課長、山下部税務課長です。

◎議案第56号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い議事に入ります。

まず、日程第1、議案第56号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第56号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、新たに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を規定するため、条例を制定するものであります。

詳細については、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、タブレットの24ページ、議案書補助資料をごらんください。

昨年5月、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定され、令和2年4月1日に施行されます。今回の改正では、一般職非常勤職員としての会計年度任用職員制度が新設され、これまで特別職非常勤職員及び臨時職員として任用されてきた非正規職員のうち一般職非常勤職員と位置づけるべき職に集約されることとなったことから、本条例を制定するものです。

本条例の主な規定内容につきましては、1つ目が会計年度任用職員の職務の級、号給及び給料表の規定、2つ目がフルタイム会計年度任用職員の給料及び各種手当等の規定、またパートタイム会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当等の規定となります。

初めに、制度の概要をご説明いたしますので、次のページ、25ページをごらんください。まず、1としまして、地方公務員法等の改正の背景としましては、全国的な問題としまして、本来非専務的、非労働者的なものが任用されるべき特別職の中に専門性の低い事務補助職員も含まれて任用されており、一般職で

ないことから、服務規程の対象外となり、また臨時的に任用されるはずの臨時職員が再任用が繰り返され、さらにその待遇が低いといったことなどから、今般会計年度任用職員制度が新設されることとなったものです。

次に、2としまして、関係法令の改正の概要でございます。1つは、一般職非常勤職員としての会計年度任用職員が新設されたこと、次に特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任期が、表記載のとおり厳格化されたこと、そして3つ目としまして会計年度任用職員に対する給付の整備がなされたこととなります。

次の26ページに移りまして、それでは具体的に3、会計年度任用職員の制度について、現行の非常勤特別職、事務的職員及び臨時職員と新たな制度であります会計年度任用職員、こちらはフルタイムとパートタイムを含みます、の制度を比較表にまとめたものとなります。任用、服務につきましては、比較表の右側に示すとおり、会計年度任用職員が一般職と同様に服務、分限、懲戒の規定が及ぶこととなります。任期につきましては、1会計年度内としまして、能力実証による再度の任用、人事評価により能力実証の上、再任用する公募によらない任用は2回まで、最長3年とします。これは国の非常勤職員に準拠したものとなります。また、原則1カ月程度の条件つき採用期間があり、パートタイム職員についてのみ営利企業の従事制限の対象外となります。募集、採用につきましては、公募によることとし、原則総務課で一括募集し、現行の臨時職員と同様任用課等において面接、経歴評定等により選考を行いたいと考えております。

次に、(2)、給与、各種手当等では、①の比較表のとおり期末手当を含む各種手当や昇給、フルタイム職員では地域手当の支給など処遇改善が図られます。

27ページに移りまして、社会保険については協会けんぽ、要件ありに加入しますが、フルタイム職員についてのみ、2年目以降栃木県市町村職員共済組合の加入となります。

②の職務の級の設定におきましては、職務に応じて行政職給料表の1級と2級を使用することとし、基準となる職務は表記載のとおりとなります。

③、昇給につきましては、1年間で2号給を基本に昇給することとします。

④、上限の号給としては、3年間の任用としますと2回の昇給がありますので、基礎号給から4号給が上限となります。

次に、28ページをごらんください。28ページでは、別に規則に定める予定の職種別基準表(案)となりますが、全部で12の職種となる予定です。1級職の基礎号給については、正規職員の初任給基準表をもとに基礎号給を決定しており、また2級職の基礎号給につきましては、現行の給付水準と年額ベースで同等に設定する予定です。なお、⑫、外国語指導助手、ALTにつきましては、その職務の特殊性から、本条例第28条を適用しまして、別途定めることとしております。

次に、29ページをごらんください。29ページは、会計年度任用職員制度給料表の抜粋となりますが、前のページの職種ごとに基礎号給を示したものとなります。

次に、30ページをごらんください。こちらでは(3)、勤務時間、休日、休暇等の一覧となります。こちらでも規則で定めることとなりますが、国の非常勤職員に準じて定める予定です。なお、年次有給休暇は、現行と同様任用当初に付与し、次の31ページをごらんください。任用年数ごとの年次有給休暇の付与日数となります。夏季休暇につきましては、国の非常勤職員に準じて追加する予定ですが、現在その基準が示されていないため、付与日数は未定です。

次、32ページをごらんください。(4)、共済、社会保険は、現行の臨時職員と同様に各種法令どおり適用しますが、フルタイム会計年度任用職員のみ2年目から、先ほどご説明したとおり栃木県市町村職員共済組合に加入することとなります。

33ページから37ページにつきましては、こちらは現行の特別職非常勤職員の一覧表になります。先ほど関係法令の改正の概要でご説明したとおり、特別職非常勤職員の要件に該当しない職として、緑色の職は会計年度任用職員に移行し、青色の職は私人等への委託契約または有償ボランティアとして報償費、謝礼等の対応が考えられる職種となります。

それでは、制定する条文をご説明いたしますので、12ページにお戻りください。本条例で規定する主な内容につきましては、先ほども制度の概要でご説明したとおり、1つ目が会計年度任用職員の職務の級、号給及び給料表の規定、2つ目がフルタイム会計年度任用職員の給料及び各種手当の規定、3つ目がパートタイム会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当の規定となります。第1条は趣旨、第2条は定義、第3条は会計年度任用職員の給与を規定します。

第4条から14ページの第17条までにつきましては、フルタイム会計年度任用職員の給料、職務の級、号給、各種手当、給与の支給方法等について規定します。

15ページに移りまして、第18条から18ページまで飛びますが、18ページの第27条まではパートタイム会計年度任用職員の報酬、各種手当、支給方法等について規定します。

28条では、先ほど職種別基準表(案)でもご説明したとおり、職務の特殊性等から別に給与規定できるように規定し、こちらはALTの関係になりますけれども、第29条、第30条ではパートタイム会計年度任用職員の通勤と旅費に相当する費用弁償を規定します。

次に、19ページから23ページまでは、別表第1、第4条関係としまして給料表、23ページの下段には別表第2、第5条関係としまして等級別基準職務表を規定します。

19ページにお戻りください。19ページにお戻りいただき、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第56号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長(菊池久光君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員(鈴木 央君) お伺いします。

来年の4月1日から制度施行ということで、該当する職員の方は結構いらっしゃると思うのです。その周知の方法というのはどんなふうに、その説明というのですか、それはご予定されているのでしょうか。

○委員長(菊池久光君) 総務課長。

○総務課長(渡邊和栄君) 今後の予定ですが、議会でこの条例案が議決いただいた後、各課に対しまして説明会を予定しております。また、12月をめどに会計年度任用職員の募集をかけまして、年明けに各それぞれの課のほうで面接等を行って対象者を決定し、3月上旬には対象となる方の通知といえますか、そちらのほうを出す予定となっておりますので、今現在働いている方に対しての説明というのは、基本的にはそれぞれの各担当課のほうに説明をした上で、必要に応じて考えていきたいと思っております。

○委員長(菊池久光君) 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） もう一度お伺いします。

そうすると、今既存で該当する職員の方も、今度来年度を目途に採用する募集に応募していただくという形になるのですか。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 制度が新しくなりますので、今勤めている方も新たに応募していただくという形になります。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決をいたします。

議案第56号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第58号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 続きまして、日程第2、議案第58号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第58号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、市史編さん事業を本格的に立ち上げるに当たり、市史編さん基本方針案について検討してきた市史編さん懇談会を廃止するとともに、市史編さん事業を推進する市史編さん委員会を新たに設置することに伴い、関係部分を改正するものであります。

詳細については、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、50ページをごらんください。

別表第2条関係、教育委員会の部におきまして、市史編さん事業を本格的に立ち上げるに当たり、これまで市史編さん基本方針案について検討してきた市史編さん懇談会を廃止するとともに、市史編さん事業を推進する市史編さん委員会を新たに設置し、担任意務としまして市史編さんに関する事務といたします。

議案書48ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第58号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第58号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第59号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 続きまして、日程第3、議案第59号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第59号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、制度開始に必要な改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細については、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、タブレット議案書63ページの議案書補助資料でご説明いたします。

議案第56号でご説明いたしました会計年度任用職員制度施行に伴いまして、関係する条例を改正するもので、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等ほか14本の条例を一括して改正いたします。なお、会計年度任用職員制度施行前に議案第58号でご説明いたしました市史編さん委員会を新設する必要がありますため、施行日が異なりますことから、特別職非常勤のものの報酬条例を2段階で改正するため、16条立ての改正文となります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、64ページをごらんください。第1条関係では、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、議案第58号でご説明いたしました教育委員会の附属機関であります市史編さん懇談会を廃止し、市史編さん委員会を新設することに伴い、同委員会委員及び専門部会委員を非常勤特別職として設置するための改正となります。報酬の額は、委員会委員及び専門部会委員、いずれも日額8,000円と規定いたします。

次に、65ページをごらんください。こちらは第2条関係となりまして、同じく特別職非常勤のものの報酬条例の一部改正となります。地方公務員法の改正に伴いまして、特別職非常勤職員の任用の厳格化が図られ、会計年度任用職員等に移行する職を別表による削除するための改正となります。

第1条の2中第3号の市政事務嘱託員、第6号の保健委員、第8号の公民館活動推進委員を削り、号番号を繰り上げます。

別表第2条関係を65ページから、ちょっと飛びますが、81ページまでのとおり改正します。先ほど議案第56号でご説明したとおりですが、地方公務員法の改正によりまして、特別職非常勤としては執行機関及び附属機関である委員等、専門的な知識、経験等の識見に基づき助言、調査及び診断、その他総務省令で定める事務を行う者、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人等、その他総務省令で定める者、非常勤の消防団及び水防団等に限定し、これらの要件に該当しない職を削るとともに、文言の修正を行っております。

82ページに移りまして、第3条関係では、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でありまして、第2条第2項中フルタイムの会計年度任用職員につきましては、地方公務員法に規定する人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴います改正です。

83ページに移りまして、第4条関係は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でありまして、地方公務員法の改正により、第22条第1項で規定されている条件付採用が同法第22条に規定されることに伴いまして、引用条項の修正に伴う改正となります。

84ページに移りまして、第5条関係は、職員定数条例の一部改正でありまして、地方公務員法の改正により、同法第22条第5項の規定は、改正後の同法第22条の3第4項に変更されることに伴い、引用条項を改正するものです。

85ページに移りまして、第6条関係は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でありまして、常勤職員の休職の上限期間は3年間ですが、会計年度任用職員の任期が1会計年度限りのため、それらの規定を追加いたします。

86ページに移りまして、第7条関係は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でありまして、会計年度任用職員に対する減給の適用について、パートタイムの会計年度任用職員は給料ではなく報酬を支給することに伴い、報酬の規定を追加するための改正となります。

87ページに移りまして、第8条関係は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でありまして、第7条、こちらは勤勉手当、それから第8条、号給の調整の規定は会計年度任用職員を除くこと、また会計年度任用職員の報酬等は新条例で規定していますが、部分休業時の減額については、第23条第2項で追加規定いたします。

89ページに移りまして、第9条関係は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でありまして、第13条第7項は地方公務員法第22条において規定されている臨時的任用について、改正後は地方公務員法第22条の3に変更されることに伴い、引用条項を修正するための改正となります。

また、第19条は、地方公務員法第24条第5項の規定により、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件については条例で定める必要があり、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、規則の定める基準に従い、任命権者に委任する旨を追加規定いたします。

90ページに移りまして、第10条関係は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、第20条、第20条の2、91ページに移りまして、第21条及び92ページの第24条第7項は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正により、地方公務員法において成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、欠格条項になりますが、こちらを廃止することに伴い、本条例から成年被後見人に該当したことによる失職に関する規定を削除いたします。

また、会計年度任用職員の給与について、総務省マニュアルの条例で明記すべきものとの助言を踏まえ、常勤職員の給与条例において、その旨を第24条の3として追加規定いたします。

93ページに移りまして、第11条関係は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でありまして、会計年度任用職員の特殊勤務手当支給については、会計年度任用職員に係る新条例第15条において支給する旨を規定していることから、第1条の目的に追加規定するものです。

94ページに移りまして、第12条関係は、支出の旅費支給条例の一部改正でありまして、パートタイム会計年度任用職員の出張に要した費用については、旅費ではなく費用弁償として支給することに伴い、第1条で本条例の支給対象から除外するための改正となります。

また、会計年度任用職員の給料表は、新条例で定めているため、その旨を第2条に追加規定いたします。

95ページに移りまして、第13条関係は、消費生活センター条例の一部改正でありまして、消費生活センターの相談員の職が特別職非常勤職員から会計年度職員に移行することから、第5条の身分規定を削除いたします。

96ページへ移りまして、第14条関係は、教育支援センター設置条例の一部改正でありまして、教育支援センターの職員の職が特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行することから、第4条の身分規定を削除いたします。

97ページに移りまして、第15条関係は、少年指導センター条例の一部改正でありまして、同じく少年指導センターの職員の職が特別職非常勤職員からその他のものに移行になることに伴い、第3条の身分規定を削除いたします。

98ページに移りまして、第16条関係は、ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、館長、学習指導員等が特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行することから、第5条の給与等の規定を変更するための改正となります。

以上が関係条例の一括改正についての説明となります。

なお、99ページから101ページまでは、ただいまご説明いたしました各条文の改正理由をまとめたものとなっております。

次に、附則の説明をいたしますので、タブレット62ページにお戻りください。附則におきまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしますが、第1条の市史編さん委員会の新設に伴います非常勤特別職の新設については、公布の日、さらに第10条の規定（本則に1条を加える改正規定を除く。）言いかえますと成年後見制度の法律改正に伴う欠格条項の廃止部分の改正となりますが、こちらの施行日は法律施行日と同日の令和元年12月14日といたします。

以上で議案第59号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 専門委員とあるのですが、何名でどのような方を考えているのでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 専門委員といいますと、市史編さん……

○委員（大豆生田春美君） はい、そうです。

○総務課長（渡邊和栄君） まず、委員の人数ですが、15名以内となっておりますことから、識見を有する者、関係機関または関係団体の代表者、市民の代表者、そのほか教育委員会が認める者としまして、現在予定しております委員につきましては、文化財保護審議会、文化協会連絡協議会、観光協会、区長連絡協議会、それからなす風土記の丘の湯津上資料館の館長、歴史民俗資料館の館長、それから大田原理科クラブという団体があるのですが、そちらから、それから市議会から、それから職員、総合政策部長、教育委員会の部長等ということで、今現在11名程度を事務局としては考えているようです。

○委員長（菊池久光君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 市史編さん委員会の委員等専門部会委員で15名ということなのですか。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 専門部会の委員はまた別でありまして、ただ委員と兼ねている委員もおりますので。参考までに、専門部会の委員につきましては、3つ、現代史部会、自然部会、民俗部会ということで3つの部会を今のところ予定しておりまして、合わせまして12名程度。この中に先ほど説明しました委員の方も何名か入っていらっしゃいます。

○委員長（菊池久光君） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） ほかにないようでございますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第59号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第57号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 続きまして、日程第4、議案第57号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第57号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の制定については、自転車の安全な利用に関する基本理念を定め、市、市民、自転車利用者等の責務と役割を明らかにするとともに、自転車の安全な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歩行者、自転車利用者及び自動車等利用者の相互に思いやりのある通行の確保並びに自転車利用者の自転車の安全な利用の促進を図り、もって安全で安心な交通環境づくりの推進に資するために条例を制定するものでございます。

詳細については、危機管理課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘君） それでは、議案第57号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット議案書43ページをごらんください。条例の制定及び概要といたしましては、自転車は環境負荷がなく健康増進に役立つ交通手段であり、子供から高齢者まで幅広く利用される日常生活に密着している乗り物ではございますが、一方で交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の走行が社会的に問題となっており、全国的に自転車利用者が加害者となる死亡事故等が発生し、高額な損害賠償事例もあることから、本条例を制定し、自転車の安全利用対策を推進するものであります。

44ページから46ページには、本条例の概要を記載しておりますが、本条例は、市、市民、自転車利用者等の責務と役割を第4条から第8条に規定して明らかにするとともに、自転車の安全な利用に関し基本理念、これを第3条に定め、市、市民、自転車利用者、事業者、関係団体、警察その他の関係機関と相互の連携により協働して自転車の安全な利用の促進を図ろうとするもので、第6条におきまして、自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険等への加入に努めるよう規定しております。

それでは、制定する条文をご説明いたしますので、タブレット39ページをごらんください。

第1条は、本条例の目的を定め、市、市民、自転車利用者等の責務と役割を明らかにし、安全で安心な交通環境づくりの推進に資することを目的とする旨規定します。

第2条は、条例中の用語の意義を規定します。

第3条は、条例の基本理念を定め、自転車の安全な利用の促進は、市、市民、自転車利用者、事業者、関係団体、警察その他の関係機関の相互の連携により協働して行う旨規定します。

第4条から第8条までは、第3条の基本理念にのっとり、各主体の責務及び役割を規定し、第4条は市の責務、第5条は市民の責務を規定し、40ページに移りまして、第6条は自転車利用者の責務を定め、自転車利用者の責務の中に各種交通法令を遵守し、安全運転義務を具体的に明確にするとともに、乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険等への加入について努力義務を設けます。

41ページに移りまして、第7条は事業者の役割、第8条は関係団体の役割を定め、第7条、事業者の役割の中で、自転車を利用する従業員の自転車損害賠償保険等への加入を促進するよう努力義務を設けます。

第9条及び第10条は、交通安全教育について定め、第9条は市が、第10条は学校が行う交通安全教育について規定します。

第11条は、高齢者への声かけや助言について、第12条は市が行う広報、啓発について、第13条には道路環境の整備について規定し、42ページに移りまして、第14条は委任規定とします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第57号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 第4条の市の責務についてお伺いします。

この件に関しては鈴木委員も本会議で質問されているのですが、再度お聞きしたいのですが、自転車の安全な利用を促進するために必要な施策を実施するというふうにあります。この条例の周知徹底ということも含めて、今後の実施する施策を何か考えていらっしゃったらお伺いしたいと思います。

○委員長（菊池久光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘君） 具体的に今後の啓発につきましては、条例の中に自転車の保険の加入義務ということをおうたっておりますので、それとヘルメットの着用につきましては、広報紙、パンフレット等をつくりまして、市民の方々に広報、啓発をしていきたいと考えております。

本会議の中でも部長がお答えしているかと思いますが、実際に保険のほうに、どのような保険に入っているかというのがなかなかご自身でわかりづらい部分があるかと思いますが、そのようなわかりやすい例えば自動車の保険の任意の保険、それに付帯するものなどとか、TSマークのように整備を行ったときについてくる保険とかいろいろありますので、チャート式に私がいわゆる現在からどのような保険に入っているか、最終的には入っているか入っていないかわかるような、そのような自分で診断できるようなシートなども考えていきたいというふうを考えております。

あと、これも例えばですけれども、自転車の整備を受けて、先ほどもお話ししましたTSマークというような保険が加入になりますけれども、整備をしていただくと、その費用を払って、整備した後に保険がつくというような、整備と保険が一緒にできるような制度もございますので、そのような制度のほうを促進していけたらば、ただの保険の加入ということだけでなく、自転車の整備も進むのかなというふうなことも考えておりますので、それら保険制度もたくさんありますので、どの保険ということに限らず、自転車を乗られる方がライフスタイルに合わせた形で保険に加入していただければと思いますので、それらについてパンフレットなどをつくりながら啓発してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） お伺いします。

今回、この条例、大変いいことだと思うのですが、この条例を施行することを契機として、結局マナーとかルールというのは周知をしなければいけないと思うのです。そうすると、今までも多分十分されてきていると思うのですが、これを機としてさらに何か積極的な講習会とか、そういったものは予定はされていますか。

○委員長（菊池久光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘君） お答えします。

これを機にということで、新たなということで現段階ではございませんが、春、秋と交通安全運動、この後も秋の交通安全控えてございますが、そういうような機会の中で、今議員がおっしゃられたような活動のほうも進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎君） 自転車利用の責務、第6条の②のアですけれども、歩道の通行を認められているのが13歳未満の自転車を運転している場合というふうに書いてあるのです。この場合、小学生までだと思うのです、13歳未満ということは。中学生が通学で利用というか通学している場合に、歩道がこれだと通行できないのかなという形なので、13歳未満としている都道府県も市町もそうなのですけれども、多いと思うのですが、この辺のところの問題にならなかったかどうか。

その上を見ると、車道を基本的に走れということを書いてあるのですけれども、あとは車道でも通行が激しいところは、歩道を走ってもよいというふうに書いてあったような気がするのですけれども、その辺13歳未満というところが、16歳未満というふうに引き上げたほうがいいのかどうかという検討がされたかどうかをお伺いいたします。

○委員長（菊池久光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘君） 6条の各項に定めております部分につきましては、こちらは道路交通法と照らし合わせまして、その関係条項のほうはつくらせていただいているということでございます。13歳以下というような部分についてはですけれども、こちら道路交通法の63条の4に歩道通行を認める例外ということでの児童、幼児、13歳未満の者が通行することを認めるという例外規定というような部分で、こちらの引用させていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（菊池久光君） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（菊池久光君） では、私のほうから1点よろしいでしょうか。

（委員長、副委員長と交代）

○副委員長（櫻井潤一郎君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） 確認でちょっと、難しい質疑ではないです。

先ほど危機管理課長の答弁の中で保険の加入義務という答弁があったのですが、あくまでもそれは説明の中の加入義務という形での発言であって、実際この内容的なものについては、努力義務という形でよろしいですね。

○危機管理課長（藤田友弘君） 申しわけありません。努力義務ということで、本条例につきましては努力義務というようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

（副委員長、委員長と交代）

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願ひいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第57号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第60号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 続きまして、日程第5、議案第60号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） 議案第60号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正等によりまして、個人市民税、軽自動車税について改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） それでは、議案第60号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットの103ページ、改正条例をごらんください。103ページから第1条、106ページからの第2条までの2条立てとなっております。

108ページの議案書補助資料をごらんください。今回の条例改正は、地方税法の一部改正等に伴い改正するもので、主な改正点は個人市民税、軽自動車税についてであります。軽自動車税については、消費税率10%への引き上げに伴い自動車取得税を廃止し、かわって自動車税及び軽自動車税の環境性能割が実施され、環境性能割及び種別割の特例について定めるものであります。

それでは、改正条例第1条からご説明いたしますので、109ページの新旧対照表をごらんください。また、119ページからの税条例改正趣旨もあわせてご参照ください。第36条の2は、市民税の申告について規定しておりまして、第6項を新設し、給与所得者の申告書の記載事項について、年末調整の所得控除額と確定申告の所得控除額が同額の場合、記載事項を簡素化できると規定したもので、地方税法第317条の2の改正によるものであります。第6項を追加したことにより、以下の項を繰り下げております。

第36条の3の2の改正は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について規定しておりまして、第3号を新設し、給与所得者の申告書に単身児童扶養者の記載事項を追加し、これにより「扶養親族申告書」を「等」を加え「扶養親族等申告書」に改正し、「同項の」を「同項に規定する」に文言の訂正をするものであります。

新旧対照表110ページに入りまして、第36条の3の3の改正につきましても、給与所得者同様に第3号を新設し、公的年金等受給者の申告書に単身児童扶養者の記載事項を追加するもので、地方税法第317条の3の3改正によるものでございます。第2項、第4項、第5項は、法改正に伴う規定の整備及び文言の訂正をするものであります。

新旧対照表111ページで、第36条の4は市民税に係る不申告に関する過料について規定しておりまして、

第36条の2の改正に伴う項ずれの解消と文言の訂正であります。法第317条の5の改正によるものです。

附則の改正に移りまして、軽自動車税の改正になります。附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について規定しており、1%の税率が適用される車両の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に限った特例で、臨時的軽減で1%から非課税とするもので、地方税附則第29条の8の2の改正によるものであります。附則第15条の2を新設したことにより、附則第15条の2の2以下、15条の2の4が条ずれとなっております。

内容につきましては、15条の2の2は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を規定しており、附則第15条の2を新設したことによる条ずれの解消と、新旧対照表112ページに入りまして、第2項から第4項を新設しており、第2項は軽自動車の環境性能割の賦課徴収に際し、法第446条及び451条の適用に該当するかの判断は、国土交通大臣の認定に基づき行うこととしたもので、第3項は不正等により納付額に不足が生じた場合の取り扱いについて規定し、第4項は不足額に100分の10の割合を乗じた額を加算すると規定したものであります。地方税法附則第29条の9改正によるものであります。

附則第15条の2の3、2の4は、それぞれ条ずれとなっております。

新旧対照表113ページで、附則第15条の3の2は、附則第15条の2の新設に伴う規定の整備であります。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定しており、第3項に環境性能割の税率の特例を新設し、附則第15条の2同様に臨時的軽減として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に限り臨時的軽減として税率2%の車両を1%とするもので、地方税法附則第29条の18改正によるものであります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例を規定しておりまして、第1項は重課税、初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した軽自動車の種別割の加算を規定したもので、第2項は軽課税75%軽減、第3項は50%軽減、第4項は25%軽減について新設し、令和2年度及び令和3年度分の経過を規定したものでございます。地方税法附則第30条の改正によるものであります。

新旧対照表115ページに入りまして、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定したもので、附則第16条の改正に伴い改正するもので、燃費性などにより種別割の経過の適用が変わり、税額に不足が生じた場合の対応について規定を新設するもので、地方税法附則第30条の2改正によるものであります。第1項から第3項の内容につきましては、附則第15条の2の2、第2項から第4項と同様の改正になります。

第1条につきましては以上であります。

続きまして、新旧対照表117ページ、第2条の説明をいたします。第24条は、個人の市民税の非課税の範囲を規定しておりまして、第1項は第2号の個人市民税の非課税措置の対象者に単身児童扶養者を追加したもので、地方税法附則第295条改正によるものであります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例を規定しており、第5項を新設し、軽自動車の種別割の税率の特例について、令和4年度及び令和5年度の軽課対象を電気自動車に限った上で新設するものでございます。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についての規定で、16条の改正に伴い項ずれの解消と規定を整備するもので、地方税法附則第30条の2改正によるものであります。

改正内容の説明については以上でございます。

続きまして、本条例改正のための附則についてご説明いたしますので、106ページをごらんください。附則第1条は、施行期日を定めており、この条例は令和元年10月1日から施行するとしており、内容により令和2年1月1日、令和3年1月1日、同じく4月1日から施行すると定めております。

107ページに移りまして、附則第2条及び附則第3条は、市民税に関する経過措置、附則第4条、第5条は軽自動車税の経過措置を規定しております。

以上で議案第60号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第60号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第76号 大子町との八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について

○委員長（菊池久光君） 続きまして、日程第6、議案第76号 大子町との八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第76号、大子町との間において締結している八溝山周辺地域定住自立圏形成協定については、連携する取り組み内容の見直しに伴い協定の変更が必要となったため、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例第2条第3号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、政策推進課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 政策推進課長。

○政策推進課長（塚原三郎君） それでは、説明を申し上げたいと思います。

タブレット203ページ、議案書補助資料をごらんいただきたいと思います。この協定は、国の定住自立圏構想推進要綱に基づきまして、大田原市と大子町の間において相互に役割を分担し、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させるとともに地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続ける圏域

を形成することを目的として、平成26年1月に締結したものであります。この定住自立圏形成協定に基づく第2次共生ビジョンの策定に当たりまして、これまでの連携事業の実施内容の見直しを行いましたところ、生活機能の強化に係る政策分野及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野におきまして、大子町も連携して実施する事業が拡大することとなりました。

共生ビジョンにつきましては、圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取り組みを明らかにするもので、総務省初め、国の各府省の支援の根拠となる計画でございます。本圏域の共生ビジョンは、毎年10月に改定を行っておりまして、今年度の改定にあわせまして大子町との協定の一部を変更するに当たり、地方自治法第96条第2項の規定及び議会の議決すべき事件を定める条例第2条第3号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたしますので、タブレットの204ページ、協定の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。変更する箇所につきましては、別表第1、第3条関係中生活機能の強化に係る政策分野の(1)、保健・医療に地域医療ネットワークの充実を、(3)の教育政策分野に各種イベント等の開催の項目をそれぞれ表記記載の内容のとおり新設するものでございます。

205ページに移りまして、別表第2、第3条関係の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野について、各種イベント等の連携としたものを文化、芸術等の連携に変更いたします。この協定の変更につきましては、大子町と協議いたしまして、内容につきましても確認をいただいております。大子町においても議会の議決を得た上で協定の締結を行うこととしてございます。

以上で議案第76号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第76号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号 大子町との八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定の一部変更につきましては、原案を可とすることに決しました。

◎閉 会

○委員長（菊池久光君） 以上で当委員会に付託されました案件については終了いたしました。

これにて本日は閉会いたします。

午前11時05分 閉会